

大山町地域情報通信基盤整備事業における  
IRU事業者と契約条件に関する報告書

平成 17 年 12 月 5 日

大山町地域情報通信基盤整備事業検討委員会

本事業は、高度情報通信社会に対応した基盤整備を行ない、放送と通信のサービスを全町域に提供するものであり、現在は基本計画に基づきコンサルによる設計が行われている。

本委員会は、基本計画に基づき I R U（長期継続契約）事業者の選定と契約内容に関して設計段階での提言を行うべく、有識者や町内団体の代表者等を委員として選定し設置されたものであり、これまで合計 9 回にわたる会議を重ねてきたが、最終的な結論をまとめたので、ここに本報告書としてまとめ、報告する。

本町の放送・通信環境を充実させるためには、公設民営方式による維持管理費の低減という I R U の最大の利点も考慮しつつ、I R U 事業者が相応の技術力や経営基盤を有し、かつ町の発展に寄与する姿勢が顕著であるということが大切である。そこで、本委員会としては、場合によっては町の直営という方針もありうるという基本姿勢で、業者選定並びに I R U 条件の検討を行った。

まず、基本計画に基づき実施可能と考えられる条件を再検討したうえで、I R U 参画のための仕様書を作成し、これに基づきプレゼンテーションを行った。

しかし、各社の提案内容を精査したところ、維持管理コストが予想以上に高かったため、事業を継続するためには、費用対効果を考慮し、必要最小限のサービス提供にする必要があるとの判断を行い、これに基づき各社の提案内容を比較検討した。

次に、「放送と通信の融合」をどこまで考慮するかという点が、選定過程で大きな焦点となったが、国の政策や放送事業者の思惑が複雑に絡んで不透明な部分が多いため、放送と通信に切り分けて検討を進めた。

放送サービスについては、利用料金も妥当であり、提供内容も充実していることから「中海テレビ放送」を I R U 事業者とすることで異論は出なかった。

通信サービスにおいては、将来を見越して最高のサービス水準を提供することが可能な最大手の通信事業者を選ぶべきとの意見が出された。しかし、3 社間での通信速度、利用者料金などに大きな差異は見られず、中海テレビの推定収支が 3 社間、また 2 社組み合わせの方法よりも概ね 2 千万円程度低く（放送経費も含む）、長期にわたって事業を継続することが可能であると判断し、大激論の末、維持管理費を最小に抑えることが可能な「中海テレビ放送」を通信事業者として選定した。

また、一定期間経過後に加入金収入が途絶える問題はあるものの、サポート面や加入促進策などでの評価結果も概ね良好であり、加えて 1 社で放送に関する課題（地上波デジタルの難視聴対策）が克服できる点も評価した。

この結果を中間報告として町長に報告し、大山町の内定を受けた中海テレビ放送を交えてさらに詳細を検討した結果、次の内容に基づき事業を実施すれば、利用者の理解が得られ、I R U 事業者、町の双方ともに事業継続が可能であると判断したので、これらの条件に基づき中海テレビ放送と I R U 契約を締結して本事業を実施されるよう提言する。

## 記

1. 「告知放送」と「域内無料通話システム」については、多額の維持管理費用を必要とするため、これらのサービスは本事業から除外したうえで、今後の設計・調整を行うこと
2. 上記1の条件を踏まえたうえで、IRU事業者を放送・通信ともに「中海テレビ放送」とすることは、内容・維持管理費用・技術的な信頼性・経営状況のいずれにおいても妥当だと判断する
3. 利用料金については、中海テレビ放送の提案内容どおりで問題ないと判断する
4. IRU使用料は、町財政に直結する問題なので、社会情勢や加入状況を見据えながら毎年見直すことができるよう契約条項で規定すること
5. 加入金については、中海テレビ放送の他エリアと同額の63,000円とせざるを得ないが、加入促進策として同社の割引制度が適用できるため、これを適用すること
6. 引込み費用を町が負担する対象は、生活の本拠となる住宅（居住用住宅）及び住宅用家屋として評価した住宅（別荘）とし、供用開始の前後を問わず町が負担すること。車庫・事務所・店舗・工場への引込みや複数回線の引込みについては、受益者の負担とすること。ただし、マンション・アパートについては所有者の同意が得られた場合に限り、最低限必要な引込みを町負担で行うこと。
7. 通信と放送に必要な最低限の宅内機器（ONU、V-ONU）は町の貸与扱いとし、その他の機器購入費や宅内工事費は受益者負担とし、町が整備した機器に不具合が生じた場合は、町の負担で修理・交換を行うこと。ただし、迅速な対応が必要であるので、予備機を中海テレビ放送に保管させ、同社に保守管理を委託する方向で検討すること。  
また、支障箇所が特定できない場合が考えられるので、初期対応を中海テレビ放送（または指定代理店）が行う方向で検討すること
8. 住民説明会の前に各種団体の代表者や地元電器店を対象とした説明会を開催し、加入促進や加入申し込みの手続きに支障が生じないように配慮すること

以上

(資料編)

大山町地域情報通信基盤整備事業委員名簿

氏名	所属・役職など
秦野 諭示	鳥取環境大学情報システム学科教授 (委員長)
米村 章江	NPO 法人はっぴいりんく代表、元ブロードバンド検討委員会委員
永井 宏一郎	有識者(富士通の元エンジニア)
福留 克信	元ブロードバンド検討委員会委員、中山小学校コンピュータ管理
竹口 大紀	元ブロードバンド検討委員会委員
山根 宣栄	元ブロードバンド検討委員会委員
綿谷 正巳	名和町商工会青年部長
大塚 美登志	大山町観光協会
高見 達雄	鳥取西部農業協同組合汗入営農センター長

(事務局)

諸遊 雅照	総務課長
後藤 透	企画情報課長
池山 大司	企画情報課 地域情報化担当

( I R U仕様書 )

## 大山町地域情報通信基盤整備事業 I R U事業者選定仕様書

### 1 . 目 的

本仕様書は、大山町が地域間情報格差の解消並びに難視聴対策を目的として整備する光ファイバーケーブル及び送受信施設を I R U方式により貸付けることにより、放送及び通信のサービスを提供する事業者を選定することについて定めたものである。

### 2 . 委託業務名

大山町地域情報通信基盤整備事業 I R U方式運用委託業務

### 3 . 業務委託場所

大山町内全域

### 4 . I R U運用委託期間

自：平成 1 9 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 ( 1 0 年間 )

以降 双方 I R U 契約解除に合意するまで継続契約

( ただし、契約の履行が不可能となった場合に備えて、解除規定は設ける )

### 5 . 情報化計画概要

( 1 ) 本計画は、 F T T H ( またはそれに準ずる方式 ) による超高速通信と放送の再送信サービスを大山町の全世帯 ( 企業を含む ) へ提供可能とするものである。

( 2 ) 平成 1 9 年 4 月からサービスを開始できる計画とする。ただし、一部地域については試験運用を前倒しで行う可能性がある。

( 3 ) 主な計画内容は、次のとおりである。

光ケーブルによる放送・通信網の敷設

公共施設、住宅等への光ケーブル引き込み

センター施設・サブセンター施設への送受信設備の設置

I R U 契約に基づく放送事業者及び通信事業者との回線接続

ネットワーク設計及びアプリケーション用サーバ、SIP 対応告知端末の選定

本計画は新町まちづくりプラン ( 新町建設計画 ) に基づき、新町の一体性を早期に確立することを目的として、合併特例債を活用して行う事業とする。

### 6 . 設備概要

大山町の全戸に対して、光ファイバーを敷設し、告知端末を整備する。又、希望者に対して、放送再送信サービス・インターネットサービスの提供を行う。

( 1 ) 対象世帯	5 8 9 0 世帯
( 2 ) サービス開始予定	平成 1 9 年 4 月 1 日
( 3 ) C A T V 加入者数	現在なし
( 4 ) A D S L 加入者数	約 7 5 0 世帯
( 5 ) 線路総延長距離 ( 引込みなし )	約 3 3 0 K m ( 全て光ファイバー )
( 6 ) 拠点施設	センター 1 箇所、サブセンター 2 箇所
( 7 ) 共架柱本数	約 9 0 0 0 本
( 8 ) 昨年度中電柱支障移転本数 ( 参考 )	約 1 0 0 本
( 9 ) 需要調査	別紙アンケート資料参照
( 10 ) 全体線路図・構成図等	別紙イメージ図・システム構成図参照

## 7 . 通信サービス仕様

- ( 1 ) 100Mbps ベストエフォート型のインターネット接続サービス
- ( 2 ) 低速度・低価格インターネット接続サービス
- ( 3 ) V O I P サービス
- ( 4 ) 法人サービスメニュー
- ( 5 ) 行政用告知端末を利用した域内無料 IP 電話サービス ( 宅内概要参照 )

## 8 . 放送サービス仕様

- ( 1 ) 基本チャンネル ( 地上波デジタル放送 )
  - N H K 総合 N H K 教育 日本海テレビジョン放送 山陰放送 山陰中央テレビ
  - C S 放送を含むことを推奨する N H K 受信料の有無を明記すること
- ( 2 ) 自主放送
- ( 3 ) 有料チャンネル ( ホームターミナル・セフトップボックスは放送事業者で提供のこと )

## 9 . I R U 契約形態

I R U 契約は、原則として I R U 料を徴収しない代わりに、運営事業者で維持コストを負担する方式とするが、I R U 料を保守コストと相殺しない考え方も可とする。この場合、町と事業者双方の収支予定表を 20 年分提示すること。

共架費用、災害時の補修費用以外の維持・保守・運用費用は全て事業者側で負担する。

事業者が 2 社となった場合は、1 社が主幹 I R U 事業者となり大山町維持コスト・保守費用を全て統括する。又、もう 1 社の I R U 事業者は、協議のうえ主幹 I R U 事業者と保守委託契約を締結し、必要経費の半分を負担する。( 別紙 I R U 契約形態参照 )

事業者収入だけでは、採算が合わない又は、サービス提供に支障が出ると判断される場合は、必要な補填額 ( 行政分設備保守費用等 ) を明記すること。

詳細は、I R U 事業者選定後、関係者で協議の上、決定する。

## 10. 業者選定方法

- (1) 提供サービス及び提供金額を総合的に勘案して決定するプロポーザル方式とする。
- (2) インターネットサービスのみ、放送サービスのみ、インターネットと放送サービス双方、どのサービス提供形態でも受け付ける。
- (3) 選定事業者は1社とする(ただし、放送と通信を別事業者に委託する場合は2社)。
- (4) プレゼンテーション資料の提出期限は、平成17年10月3日午後5時とする。
- (5) プレゼンテーション資料の提出先は、大山町企画情報課とする。
- (6) プレゼンテーション資料は、12部用意すること。ただし提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (7) 提案は、平成17年10月11日に大山町役場第3会議室にてプレゼンテーション方式により受け付ける。プレゼンの時間は各社50分程度(内質疑20分)で、日程は別途連絡する。
- (8) 提案内容は、別紙IRU条件仕様書記載の要求事項を含め、次の内容を盛り込むこと。
  - (ア) 提供可能なサービス内容(通信系)
    - 通信速度(上下)
    - 上位回線の通信容量(速度)
    - マルチメディアの有無と契約可能数
    - 告知端末を使ったサービス内容
    - 法人メニューの有無と内容
  - (イ) 提供可能なサービス内容(放送系)
    - 基本チャンネルの詳細内容
    - 自主放送番組の詳細内容
    - R-加番組の詳細内容
    - 双方向サービスの有無と内容
    - 法人メニューの有無と内容
  - (ウ) 利用者料金
    - 初期経費(標準宅内工事を含む、標準宅内工事の範囲を明示)
    - 利用料金(月額利用料、NHK受信料・機器レンタル料を含むか否か)
    - 低額メニューの有無(難視聴メニュー、低速低料金メニュー)
    - 法人メニュー料金(初期経費、利用料)
  - (エ) 町負担
    - 利用料金に関する行政負担の有無(難視聴・告知端末利用分の補填など)
    - 機器更新に関する行政負担の有無(行政負担の機器と更新費用推計を明示)
    - 経常支出に関する行政負担の有無(点検保守料、電気代、添架相当費用など)
    - 運営管理に関する行政負担の有無(料金徴収・加入・脱退手続きなど)
    - 事業見通し(収支予測)

(オ) 障害時対応

伝送路(芯線)の管理方法

障害時における町及び利用者の負担

障害対応の体制(復旧までの推定所要時間)

(カ) サポート体制

加入申込手順

ヘルプデスクの概要

地元工事店の活用

標準工事費と標準処理日数の有無と内容

(キ) 加入促進策

加入促進策の有無と内容

(ク) 企業理念等

大山町と御社との関係

御社と他社との関係(主幹・二次 IRU の可能性)

その他

(9) 通信系の場合は、推奨する告知端末の機能説明を行うこと。

(10) 通信系の場合は、本町(支所、出先機関、水道ポンプ監視装置等を含む)が使用する行政システム(VLAN)の費用に関する資料も提出すること。

(11) 選定結果の内示は、平成17年10月31日までにそれぞれ通知するものとする。

(12) 提案等についての質問及び辞退の申し出については、企画情報課で受付ける。

なお、辞退については、平成17年9月30日午後5時までに申し出ること。

(13) 提案者相互の意思統一と情報の偏りを解消するため、質問とこれに対する回答内容については、質問者だけでなく全ての提案者に対しても提供するのでご承知頂きたい。

## 11. 関係法規等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規に従って行うものとする。

(1) 有線テレビジョン放送法及び同法関連規則

(2) 有線電気通信法及び同法関連規則

(3) 電波法及び同法関連規則

(4) 電気設備基準

(5) 電気工事関連法令

(6) 道路関係法令

(7) 大山町諸規則

(8) その他関係法規等

## 12. 諸手続

本業務に必要な諸手続は、IRU予定事業者が行うものとする。

## 13. 仕様書の疑義等

本仕様書は主要事項のみを示しており、明示していない事項であっても当然実施しなければならないものについては、予定事業者の責任で実施するものとする。

## 14. その他

- (1) 保守用の予備機を大山町が準備する場合は、その推定経費を明示すること。
- (2) 機器の買換えを大山町で対応する場合も、その推定経費を明示すること。
- (3) 災害による修繕は、原則として大山町で対応する。
- (4) 行政用システムに関する線路保守については、原則として通信事業者が実施すること。
- (5) 住民サービスの観点から、当初は1社みの提案であっても、他社の提案内容を参考の上、共同でサービス提供を依頼する場合があるので、ご了解いただきたい。
- (6) 本事業の趣旨を十分理解し、住民ニーズに沿ったサービスを提供できること。
- (7) 誠意をもってサービス提供を遂行すること。
- (8) スムーズなサービス提供へ移行する為、町及び設計事業者の設計業務に全面的に協力すること。
- (9) この仕様書のコピーや指名事業者以外への提供は厳禁とする。

(プレゼンテーション)

参加依頼事業者(通信系)

株式会社KDDI  
西日本電信電話株式会社  
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

KDDIは、企業戦略として現在の営業拠点(山陰地方は松江営業所に数名配置しているのみ)を拡充できないということから提案を辞退された。

参加依頼事業者(放送系)

東伯有線放送株式会社(TCB)  
株式会社中海テレビ放送

TCBは、FTTH(センターと利用者を完全に光ファイバーで結ぶ回線)による放送再送信を行うことが現段階では技術的に困難であるとの判断から提案を辞退された。

提案事業者

西日本電信電話株式会社  
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ  
株式会社中海テレビ放送

実施日時：平成17年10月11日(火)午前9時から正午まで

実施場所：大山町役場第3会議室

提案順序：中海テレビ放送、NTT西日本、エネルギア・コミュニケーションズ

(中間報告書)

大山町長 山口隆之 様

地域情報通信基盤整備事業に係る I R U 事業者について

平成 17 年 10 月 11 日実施のプレゼンテーションにおいて株式会社中海テレビ放送、西日本電信電話株式会社、株式会社エネルギア・コミュニケーションズの 3 社から本件に関する提案を受けて協議した結果(株式会社 K D D I、東伯有線放送株式会社の 2 社は参加辞退) 出席者の多数決によって本事業の I R U 事業者としては「中海テレビ放送」が最適であると判断しましたので、次のとおり付帯決議を付して報告します。

付帯決議

3 社の提案内容を検討した結果、事業内容から「告知サービス」及び「域内無料電話サービス」を除外しなければ、財政的な面において事業継続が不可能と判断した。

したがって、「中海テレビ放送」を I R U 事業者として選定される場合においても現時点ではこれらのサービス(システム)を外した契約内容とすること。

また、I R U 料金、マルチプロバイダ、加入金等の課題についても検討の余地が残されており、今後さらなる協議によってサービスの向上や維持経費の削減を図ること。

(多数決の状況) 放送に関しては中海テレビ放送に委ねるということで異論なし

通信を中海テレビ放送 1 社だけに提供させる 賛成 6 名

通信を中海テレビ放送と他通信事業者の 2 社で提供させる 賛成 4 名

(中海テレビ放送の選定理由)

3 社間での通信速度、利用者料金などの大きな差異は見られなかったが、中海テレビの場合、推定される収支が 3 社間、また 2 社組み合わせの方法よりも概ね 2 千万円程度低く(放送経費も含む) 長期にわたって事業を継続することが可能であると判断した。

また、一定期間経過後における加入金の問題もあるが、サポート面や加入促進策などで評価結果も概ね良好であり、加えて 1 社で放送に関する課題(地上波デジタルの難視聴対策)が克服できる点も評価した。

平成 17 年 10 月 24 日

地域情報通信基盤整備事業検討委員会